

令和2年5月26日
教育総務課

小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策要領

I 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

① 感染源を絶つこと

発熱や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が見られる児童生徒や教職員については、自宅で休養させることを徹底すること。

- ・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」（別紙1）に記録し、登校後に担任が確認すること。
 - ・発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。
- ※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、原則出席停止扱いとすること（新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない）。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。
- ・教職員が感染した場合は、特別休暇を取得させること。
 - ・教職員に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うこと。
 - ・教職員が濃厚接触者と判明した場合は、在宅勤務や職務専念義務の免除により、学校へ出勤させないこと。
 - ・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。
 - ・教職員は、当面の間、感染拡大のリスクを高める3条件（I (2) 参照）が同時に重なる場（全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等）に参加したり、近づいたりすることを控えるようにするとともに、児童生徒に対しても、こうした場に立ち入らないよう指導を徹底すること。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底させること。

- ・登下校時には必ずマスクを児童生徒に着用させること。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参されること。

- ・教室での授業中は、全員マスクを着用するよう徹底すること。また、休み時間においても近距離での会話や発声等の際のマスク着用を指導すること。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。
- ・登校時、校庭等から校舎に入る時、体育の授業後、給食前など、こまめに石けんによる手洗い、または消毒液により手指の消毒を行わせること。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。
- ・教職員においても、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。

イ 多くの児童生徒が手を触れる箇所については、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

- ・清掃時等に、児童生徒や教職員が消毒液を使用して、多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を1日1回以上除菌すること。消毒液がない場合は、学校において市販の家庭用漂白剤などを購入し、希釈して代替すること。

※漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

※消毒作業に次亜塩素酸ナトリウムを使う場合は、原則として教職員が行うこととし、その際は手袋を着用し、消毒後は水拭きすること。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

3条件（①換気の悪い密閉空間、②手の届く距離に多くの人が密集、③近距離での会話や发声）が同時に重なることを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。

- ・校長は、事前に再開後の授業や学校行事を想定し、適切な感染症対策を行うとともに、学校において、3条件が揃わないよう準備・対策を行うこと。
- ・校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健委員会等を活用し検証を行うこと。
- ・学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・学校再開前に保護者に対し感染症対策を依頼すること（別紙2参照）。また、学校再開後において、保護者の不安を緩和するため、学校医と連携し、学校における感染症対策について隨時保護者に説明すること。
- ・外部業者や外部講師、学校への訪問者に対してもマスクの着用等の感染症対策を徹底する

こと。

- ・3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ（別紙3、4参照）を配布したり、学校に掲示したりするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

ア 登下校や集会、朝礼等について

- ・登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

（対応例）

○始業前の登下校の時間帯をずらす

○児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける（職員玄関や体育館入口等の活用）

- ・限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、校内放送等の活用を検討すること。

イ 授業・補習全般について

- ・気候上可能な限り常時、教室等の換気を行い（常時行うことが難しい場合は、休み時間ごとに5～10分程度）、密閉空間にしないこと。換気を行う際、可能な限り2方向の窓を同時に開けること（対角線上の窓を開けると換気がスムーズになる）。

- ・エアコンは室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

- ・換気の程度は天候や教室の位置によって異なることから、必要に応じて学校薬剤師に相談し、助言を受けること。

- ・机の配置は、前後左右1～2mを空けた状態を意識的に作ること。作れない場合は最大限の間隔を取るとともに、マスクの着用を徹底すること。

- ・グループワーク、ペアワークについては、教室のこまめな換気やマスクの着用、長時間の密集状態を避けるなど、3条件の回避を徹底させた上で実施することは可能であること。

- ・普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

（対応例）

○体育館講堂を活用し児童生徒の間隔を確保した上で学年一斉授業の実施

○特別教室や屋外（晴天時の校庭など）を活用した授業の実施

ウ 音楽の授業について

- ・音楽の授業においては、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の吹奏楽器の演奏は、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じた上で行うこと。

- ・共用の教材や楽器については、適切に消毒する、使用前後で手洗い・除菌行為を徹底するなど、適切な感染症対策を講じること。

エ 理科、家庭科など共用の教具等を用いる授業について

- ・特別教室の使用前後の手洗いを徹底すること。
- ・共用の教具や情報機器（パソコンや実験器具、実習機器等）について清掃時に消毒すること。また、除菌が困難なパソコンのキーボード等についてはラップで覆って使用するなど、除菌対策を工夫すること。
- ・理科実験や調理実習など、狭い空間で密集して行う活動については、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じること。なお、3条件の回避が困難な場合には、年間指導計画の実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・家庭科や芸術科など教員配置数の少ない教科について、当該教科の教員が濃厚接触者になった場合は、自習や補習を行うなどの工夫を講じること。なお、職業教科における実習等の指導についても、これらを参考に適切な工夫を講じること。

オ 体育・保健体育の授業について

- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行うほか、授業前後の手洗いなどを徹底すること。
- ・体育館は換気を行うこと。
- ・児童生徒のマスクの着用については、屋外や換気が適切に実施されている屋内において、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、不要である。
- ・授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫を講じること。
- ・武道など身体接觸を伴う場面が多い運動や児童生徒が密集する運動については、年間指導計画の中で実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。

カ 給食について

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。また、給食後も児童生徒全員が食器等を片付けた後に手洗いを行うこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒および教職員は、必ずマスクを着用するとともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、風邪の症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無、手指を確實に洗浄したか、衛生的な服装をしているか等を毎日点検し確認すること。給食当番活動を行うことが適切でないと認められた場合には、給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食時の会食に当たっては、会話を控えるとともに、例えば、机を向かい合わせにしないでスクール形式にするなどの工夫を行うこと。また、密集を避けるため、ランチルームを使用せず普通教室を使用する、会食の時間帯をずらす、空き教室を利用して定員の1/2以下とするなどの工夫を行うこと。

キ スクールバスについて

- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ3cm程度開けること（常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること）。
- ・バスの運行前に手の触れる箇所を消毒液で消毒すること。

- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時刻を調整すること。
- ・運転手や介助員はマスクを着用すること。
- ・スクールバス運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

ク その他

- ・職員室や事務室等の学校内の執務室では、一定時間おきに換気を行い、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2m）するよう努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。

2 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合の対応については、9(1)を参照すること。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることとし、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 家族等に感染・濃厚接触者が出了ことにより自主的に自宅待機を申し出た者
- ・保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・児童生徒の感染等が明らかとなり、緊急メールやホームページ等で休校措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医や保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。

4 心のケアについて

- ・学校再開後に、依然として心理的ストレスを抱える児童生徒が存在することが考えられるこ

とから、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。

- ・問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすいように、青少年教育センターや県内の相談機関などに関する情報を提供すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、新学期の開始時に新型コロナウイルスに関する正しい知識を伝えるとともに、児童生徒向けのチラシ（別紙5）を活用して新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えるとともに、当該チラシを配布・掲示するなどにより、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
- ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとらないこと。

6 学習指導に関することについて

- ・学校再開後は、休校期間中の家庭学習における学習内容の定着を小テスト等により確認した上で、工夫して学習の遅れの取り戻しを図ること。
- ・今後の再度の臨時休業に備える観点からも、効率的な授業となるよう内容の精査を行うこと。
- ・過度の宿題を課す等により児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、家庭学習の内容や分量等を工夫し、一人一人に応じた指導・支援を心がけること。
- ・出席停止となった児童生徒については、学習の遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができるように留意すること。

7 学校行事の実施について

- ・学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、例えば、以下のような工夫を行うこと。

① 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭

- ・例えば、半日での開催など、実施内容や方法を工夫すること。また、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルの

みとすること。

- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すこと。

② 運動会、体育祭

- ・運動会や体育祭については、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないよう工夫とともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

③ 健康診断、避難訓練など

- ・健康診断について、今年度は例年の提出報告期限に関わらず、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること。例えば、
 - 健康診断会場への入退室等は小グループごとにし、お互いの間隔を十分にとる
 - 部屋の十分な換気に努める
 - 会話や発声ができるだけ控えるなどの工夫を講じること。また、児童生徒や教職員の事前の手洗いや器具等の消毒を徹底すること。
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

④ 遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・国内外への修学旅行や海外への研修旅行については、当面の間、延期すること。
- ・県内における自然や文化などに親しむミニ遠足などの実施は差し支えない。

⑤ 勤労生産・奉仕的活動（校内美化活動や地域清掃など）

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

8 部活動の実施について

- ・部活動については、当面の間、別紙6-1および6-2の事項を遵守し、最大限の感染症対策を講じながら実施すること。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、

生徒だけに任せのではなく、教職員等が部活動の実施状況（3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等）を把握すること。

- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業の扱いに準じること（1(2)才を参照）。
- ・活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、休養日を適切に設けること。（文化部についても、具体的な活動の上限については、運動部に合わせること。）
- ・中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技の特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。
- ・部活動の各種大会への参加や対外試合・校外合宿等の実施については、当面の間、自粛すること。ただし、参加者が市内の学校関係に限る場合については、その時の感染状況を踏まえて検討する。

9 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

(1) 児童生徒または教職員が感染等した場合

別紙1「新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準（6月1日から）」および
別紙2「コロナウイルス感染症における対応フローチャート」参照

(2) 給食センター職員が感染等した場合

給食センター職員に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合であって、
関係学校内に濃厚接触者がいない場合は、当該職員を出勤停止とし、給食を中止する。

(3) 学校に出入りする事業者が感染等した場合

学校に出入りし、児童生徒と接触する事業者に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合は、該当者の出入りを禁止し、必要に応じて事業を中止する。

10 その他

- ・その他、各校の状況に応じて校長の裁量を尊重する。
- ・今後の状況により、適宜修正を行う。

健康観察表

年 組 番 氏名

- ・登校前に体温をはかり、体調不良（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無等を記録し、学校に提出してください。
- ・発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養してください。
- ・体調のことなど、心配なことがあれば学校に連絡してください。

日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
起きた時刻									
体温	°C								
児童生徒本人の有無	無・有								
の風邪症状の有無	鼻水								
の頭痛	咽頭痛								
の頭痛	頭痛								
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
の体調不良	調査								
の有無	無・有								
備考									
確認者（保護者）									

※この健康観察表は、健康状況を把握する大切な情報です。毎日のことでお手間をおかけしますが、御協力をお願いします。

**新型コロナウイルスの感染が拡大する中、学校と家庭が一体となつた感染防止対策が必要です！
一人ひとりが、以下の点に気をつけてくださいますようお願ひいたします！**

[登校時に子どもにしてほしいこと]

- 毎朝、家庭において検温を行って健康状態を把握し、健康観察表に記入して持参させるとともに、以下の症状がある場合は無理をせず登校を控える

【症状例】

- ・発熱(37度以上)、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状がある場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）がある場合

※発熱等により学校を休む場合は欠席ではなく出席停止の取扱いとなります。

- 登校時には必ずマスクと清潔なハンカチ等を持参させる

- ・市販のマスクである必要はありません。手作りマスク等で代替してください。
- ・毎日、手洗い用のハンカチ等を2枚程度準備してください。

【参考】マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



QRコード

[毎日、家族全員で徹底すること]

- 咳エチケット、帰宅時や食事前の石けんでの手洗いを徹底する

- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける

- 習い事やスポーツ少年団等の活動でも感染症予防を心掛ける

[それでも、感染者・濃厚接触者が発生した場合]

- 子どもの感染、濃厚接触が判明した場合は、速やかに学校または所管教育委員会に連絡してください。

- 児童生徒または教職員が感染した場合は、臨時休校(約2週間)としますので、ご了承ください。

- 児童生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合(感染者はいない場合)は、本人のみを自宅待機(出席停止)とし、学校を継続します。

- 家族・同居者に感染者・濃厚接触者がでた場合は、速やかに学校に連絡してください。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



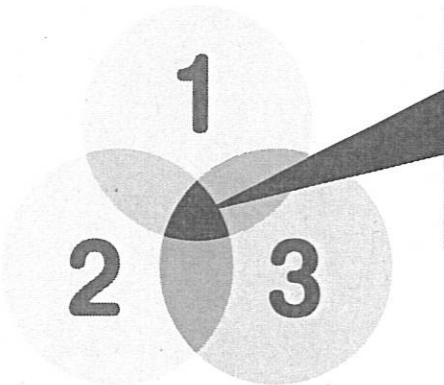
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 コロナ

検索



感染症対策

へのご協力を
お願いします

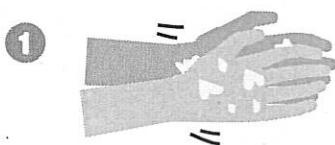
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

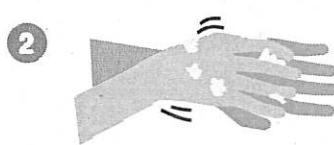
正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



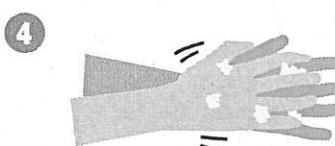
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



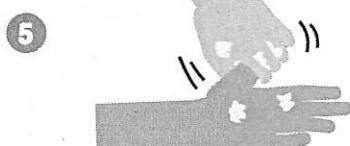
手の甲をのばすようにこります。



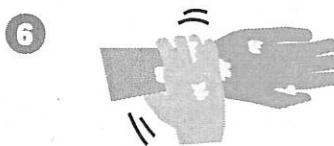
指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



厚労省 検索

しんがた 新型コロナウイルスで気をつけること

小学生用

○3つの条件が重なる場所は避けましょう

①換気が悪い ②たくさん的人が集まる ③近くで話したり大声を出す

このような場所は、みんながウイルスに感染してしまう可能性があります。教室などでは、窓を開けてこまめに空気を入れ替えることや、一か所に集まらないこと、近寄っておしゃべりしないことに気をつけましょう。

○よく手を洗ったりマスクをつけたりしましょう

いろいろなところにウイルスがついているかもしれません。外から教室に入るときや給食の前など、こまめに石けんで手をよく洗いましょう。洗ったあとに手をふくためのタオルやハンカチは必ず自分のものを持つようにして、友達のものを一緒に使うことはやめましょう。

先生がマスクを外してもよいと言うまでは、マスクをつけておきましょう。休み時間などに友だちとおしゃべりするときは必ずつけるようにしましょう。

○規則正しい生活を心がけましょう

ウイルスから体を守るため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

○学校の外での活動も気をつけましょう

塾やスポーツ活動をしていて、熱がでたり咳がでたりするなど風邪の症状があるときは参加しないようにするなど、十分気をつけましょう。

○感染した人などへの悪口や差別は絶対やめましょう

誰もが感染する可能性がある病気です。間違った情報に基づいた差別や偏見、いじめなどがあってはいけません。感染した人とその家族、治療をしているお医者さんやその家族などを差別することは絶対やめましょう。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめなどがあったときに相談するところ

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

新型コロナウイルスに関する注意事項

○3つの条件が重なる場所を避けること

①換気が悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件が揃う場所ではクラスター（集団）発生のリスクが高まります。教室などでは、窓を開けてこまめに換気をする、一か所に集まらない、近寄って話をしないなど、注意をしてください。

○こまめに手を洗いマスクを着用すること

多くの人が手を触れる場所など、ウィルスはあらゆるところに存在している可能性があります。外から教室に入るときや食事の前など、石鹼を用いて、こまめに手を洗ってください。手洗いの後に手を拭くタオルやハンカチは必ず自分のものを使い、友人と共同で使用することのないようにしてください。

3つの条件が重ならない場所で、周囲に人がいないなど、マスクを着用しない場合もあります。学校では、教員の指示に従い、マスクを着用してください。また、休憩時間などに友人と話をする際には、必ずマスクを着用してください。

○身体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。

○塾や学校外のスポーツ活動の参加にも注意すること

塾やスポーツ活動をしているときに発熱や咳など風邪の症状があるときは参加を控えるなど十分注意すること。

○感染した人などへの不当な差別、偏見等をしないこと

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があつてはなりません。感染した人とその家族、治療をしている医療関係者などに対し、差別するようなことは、絶対にしないでください。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある病気です。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめ等の相談窓口

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

運動部活動再開に当たっての留意事項

◎ 基本事項

- ◆ 部員各自の意思を尊重し、参加を強制しない。
- ◆ 感染防止対策を十分にとれない場合は活動を行わない。
- ◆ 当面は体力向上やコンディション調整を中心に活動する。
- ◆ 校内または普段の練習場以外での活動は行わない。
- ◆ 対外的な活動（試合、交流など）は行わない。

1 「3密」を回避する

- ◆ 屋内ではこまめに換気を行う。
- ◆ 部ごとに活動日や時間、場所を分散して密集を避ける。
- ◆ 集団で走る場合は間隔を空ける。
- ◆ ミーティング等で集合する場合は1人1人の距離をあける。
- ◆ 着替えは教室で行うなど、部室等での密集を避ける。
- ◆ 近距離での会話や不必要な声出しは行わない。

2 健康観察や手洗い、消毒等を徹底する

- ◆ 開始前に健康状態を確認する。
- ◆ 発熱等の風邪症状が見られる場合は参加せず自宅で休養する。
- ◆ 活動前後に流水と石鹼で手洗いをする。
- ◆ 用具は使用前に消毒か、丁寧に水拭きする。
- ◆ トレーニング機器等は1人使ったら消毒か丁寧に水拭きする。
- ◆ タオルやコップ、スクイズボトル等は共有しない。
- ◆ ドアノブなど多くの生徒が手を触れる場所の消毒を行う。

3 身体接触を伴う練習等は感染リスクを下げる工夫をする

- ◆ 密集する活動、身体接触を伴う活動、対面して発声する活動を行う場合は、場所や時間など練習内容を工夫する。
- ◆ 中央競技団体が示すガイドラインや要請等に従い、それぞれの競技の特性に応じて必要な感染拡大防止対策を行う。

文化部活動再開に当たっての留意事項

◎ 基本事項

- ◆ 部員各自の意思を尊重し、参加を強制しない。
- ◆ 感染防止対策を十分にとれない場合は活動を行わない。
- ◆ 校内または普段の活動場所以外での活動は行わない。
- ◆ 対外的な活動（交流など）は行わない。

1 「3密」を回避する

- ◆ 活動場所のドアや窓を開け、こまめに換気を行う。
(1時間に1~2回、5~10分程度)
- ◆ 部ごとに活動日や時間、場所を分散して密集を避ける。
- ◆ ミーティング等で集合する場合は1人1人の距離をあける。
- ◆ 準備や後片付けを行う場合は、部室等での密集を避ける。
- ◆ 近距離での会話や不必要的声出しは行わない。

2 健康観察や手洗い、消毒等を徹底する

- ◆ 開始前に健康状態を確認する。
- ◆ 発熱等の風邪症状が見られる場合は参加せず自宅で休養する。
- ◆ 短時間の活動になるよう心掛け、休養日を十分に設ける。
- ◆ 活動前後に流水と石鹼で手洗いをする。
- ◆ 用具を共用して活動する場合は、事前事後に手洗いを徹底するとともに、用具の使用後に必ず消毒する。
- ◆ 活動場所に消毒液を設置し、ドアノブなど多くの生徒が手を触れる場所の消毒を行う。

3 活動の際に感染リスクを下げる工夫をする

- ◆ 密集して演奏したり、向かい合って発声したりする全体活動を避ける。
- ◆ 生徒間の距離を十分にとり(1~2m)、個人の技能を高める個別練習を工夫する。

新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準（6月1日から）

9(1)別紙1

教育総務課

事態ケース等	対象者・施設	対応基準
ケース1 発熱や風邪の症状 (咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等) のある場合	児童生徒本人	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の保護者は、学校に症状を伝え、まずは、かかりつけ医等に（電話で）相談する。風邪の症状が4日以上続く場合や強いだるさ、息苦しさがある場合は、「奥越健康福祉センター(66-2076)」に電話で相談する。 校長は、発熱等風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとする。
	教職員本人	<ul style="list-style-type: none"> 校長に症状を伝え、まずは、かかりつけ医等に（電話で）相談する。風邪の症状が4日以上続く場合や強いだるさ、息苦しさがある場合は、「奥越健康福祉センター(66-2076)」に電話で相談する。 校長は、発熱等風邪の症状がある場合は、特別休暇（出勤困難）扱いとする。
ケース2 濃厚接触者に指定 (保健所等から濃厚接触者として通知された場合)	児童生徒本人	<ul style="list-style-type: none"> 校長は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止を命じる。【臨時休業は行わない】 (濃厚接触者に指定されないが、家族等に感染・濃厚接触が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た場合も、出席停止とする。) 保健所等の指示により、検査を受け、その検査結果が「陰性」の場合、保健所等の指示により行動する。「陽性」の場合 → ケース3参照 学校の設置者は、濃厚接触者が増加したり、市内の感染拡大が顕著であったりする場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。
	教職員本人	<ul style="list-style-type: none"> 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、在宅勤務や職務専念義務の免除により、自宅待機とする。【臨時休業は行わない】 保健所等の指示により、検査を受け、その検査結果が「陰性」の場合、保健所等の指示により行動する。「陽性」の場合 → ケース3参照 学校の設置者は、濃厚接触者が増加したり、市内の感染拡大が顕著であったりする場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。
	報告・調査	<p>【情報の流れ】 保健所 → 本人 → 当該校の校長 → 市教委（関係部署） → 全校の校長 【調査】学校や教育委員会は、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。</p>
ケース3 新型コロナウイルスに感染した事が判明 (保健所又は指定医療機関等の検査により、陽性と判断された場合)	児童生徒本人	<ul style="list-style-type: none"> 学校の設置者（市長）は、該当学校の臨時休業を指示する。（臨時休業の期間は、最終登校日から2週間） 保健所等に指定された医療機関において治療する。（完治まで） 学校の設置者は、当該学校内で、臨時休業中に他の児童生徒や教職員の感染者が発生した場合は、発生日から臨時休業を2週間延期することを指示する。
	他の学校の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> 通常授業
	教職員本人	<ul style="list-style-type: none"> 学校の設置者が、該当学校の臨時休業を指示する。（臨時休業の期間は、最終出勤日から2週間） 「特別休暇」とし、保健所等に指定された医療機関において治療する。（完治まで） 学校の設置者は、当該学校内で、臨時休業中に他の児童生徒や教職員の感染者が発生した場合は、発生日から臨時休業を2週間延期することを指示する。
	他の学校の教職員	<ul style="list-style-type: none"> 通常勤務
	学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 消毒の実施 業者や市職員、濃厚接触者の指定を受けていない教職員が、学校の普通教室、特別教室、廊下、トイレ、体育館等の共用場所を消毒する。
	報告・調査	<p>【情報の流れ】 保健所 → 本人 → 当該校の校長 → 市教委（関係部署） → 全校の校長 【調査】学校や教育委員会は、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。</p>

新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート

